

# 重要事項説明書

## (小規模多機能ケア音羽の浜)

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 清真会  
(2) 法人所在地 長崎県佐世保市東浜町 123 番地  
(3) 電話番号 0956-33-0108  
(4) F A X 番号 0956-33-0109  
(5) 代表者氏名 理事長 池田 豊  
(6) 設立年月日 平成 15 年 8 月 22 日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所  
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所  
平成 20 年 4 月 1 日指定
- (2) 事業所の目的 本事業所は、利用者様が住みなれた地域での生活を継続できるよう、利用者の心身の状況や環境を踏まえ、通いサービスを中心に、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせ、地域住民との交流や地域活動への参加を図りながら、利用者様がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とします。
- (3) 当事業所運営方針 小規模多機能ケア音羽の浜は、母なる海に面し恵まれた美しい環境の中で、人と人との心の通い合いを育み、利用者様が笑顔あふれる施設作りを目指します。また、利用者様の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう利用者様の能力に応じた自立に向け、ご家族様とともに一人ひとりのニーズに合わせた生活支援を行います。
- (4) 事業所の名称 小規模多機能ケア音羽の浜  
(5) 事業所の所在地 長崎県佐世保市東浜町 142 番地 1  
(6) 電話番号 0956-33-1234  
(7) FAX 番号 0956-33-1235  
(8) 管理者 山口 久仁子

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 当事業所の所在する生活圏域（日常生活圏域 天神・福石・木風）  
(2) 営業日及び営業時間

営業日	1 年 365 日	訪問サービス	24 時間
通いサービス	8 : 30 ~ 18 : 00	宿泊サービス	18 : 00 ~ 8 : 30

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者様に対して小規模多機能居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能居宅サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置します。

職種	職員数	職務の内容
1. 管理者	1名	業務内容調整
2. 計画作成担当者	1名	サービスの調整、申請等に関わる支援相談
3. 看護職員	1名	健康チェック等の医務業務
4. 介護職員	7名以上	日常生活の介護・相談業務

#### 5. 当事業所が提供するサービス

##### (1) 通いサービス

【利用定員】 1日定員 18名

【提供時間】 午前8時30分～午後6時

【業務内容】 利用者様が日常生活を営むことに必要な機能を維持する為の生活リハビリ及び利用者様の心身の活性化を図る為の必要な援助を行います。

①日常生活上の援助	移動、排泄、着脱介助等、必要な介護を行います。
②健康状態の確認	体温、脈拍、血圧などの健康チェックを行います。
③送迎サービス	必要に応じて、ご自宅と事業所の送迎を行います。
④入浴サービス	お体の状態に応じて、安全で快適な入浴介助を行います。
⑤食事サービス	食事を提供し、利用者様の状態に合わせた必要な介護を行います。
⑥生活リハビリ	利用者様が日常生活を営むに必要な機能を維持する為の生活リハビリ及び利用者様の心身の活性化を図る為の必要な援助を行います。

##### (2) 宿泊サービス

【利用定員】 1日定員 8名

【提供時間】 午後6時～午前8時30分

【業務内容】 利用者様の状態、家族様の事情にあわせ基本的には短期間の宿泊サービスを提供します。

①日常生活上の援助	移動、排泄、着脱介助等、必要な介護を行います。
②健康状態の確認	体温、脈拍、血圧などの健康チェックを行います。
③送迎サービス	必要に応じて、ご自宅と事業所の送迎を行います。
④食事サービス	食事を提供し、利用者様の状態に合わせた必要な介護を行います。

##### (3) 訪問サービス

【提供時間】 24時間

【業務内容】 介護保険の訪問介護業務内容に準じてサービスの提供を行いますが、訪問回数・滞在時間は必要に応じて調整いたします。

①日常生活上の援助	入浴、排泄、食事等の身体介護及び利用者様の調理、洗濯、掃除等の生活援助を行います。
②健康状態の確認	顔色や意識などいつもと変わらないか等 安否確認と必要時の家族様、主治医への連絡を行います。

#### (4) (介護予防)小規模多機能型居宅介護等の宿泊室の登録者以外の短期利用サービス

本事業所は、登録者の数が登録定員未満であり、利用者の状態や家族等の事情により、(指定介護予防)指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、(指定介護予防)指定小規模多機能型居宅介護事業者の支援専門員が登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合、又、サービス提供が過少である場合の減算を受けていないことを条件に、利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めることにより短期利用サービスの提供をします。

#### 6. サービス利用料金

介護保険サービスに係る費用については「介護保険負担割合証」の利用負担の割合に基づき算定いたします。そのため、「介護保険負担割合証」・「介護保険被保険者証」を示して頂く必要があります。また、世帯構成の変更時、及び、新たに65歳に到達し第1号被保険者となったときには、負担変更になる場合がありますので、再判定、再交付後速やかに、示して頂く必要があります。

新たな負担割合の適用は、当該事実があった月の初日より適用いたします。(但し、当該日が月の初日である場合は、当該月から新たな負担割合を適応いたします。)

#### 【遡及期間】

世帯構成の変更に伴う新たな負担割合の本来の適用開始時期にまで遡って、その時点から直近に至るまでの間に既に徴収された利用負担額を過誤調整することとなります。

さらに 過年度分の所得が更正された場合は、それに応じて、当該所得が判定に用いられる期間の利用者負担額を過誤調整します。

#### (1) 介護保険給付対象サービス

要介護度	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担 (3割)
要支援 1	3,450円/月	6,900円/月	10,350円/月
要支援 2	6,972円/月	13,944円/月	20,916円/月
要介護 1	10,458円/月	20,916円/月	31,374円/月
要介護 2	15,370円/月	30,740円/月	46,110円/月
要介護 3	22,359円/月	44,718円/月	67,077円/月
要介護 4	24,677円/月	49,354円/月	74,031円/月
要介護 5	27,209円/月	54,418円/月	81,627円/月

その他の加算

加算名	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)	算定要件
初期加算	30円/日	60円/日	90円/日	登録した日から起算して30日以内、30日を超える入院後の再登録も同様
認知症加算(Ⅰ)	920円/月	1,840円/月	2,760円/月	認知症介護実践リーダー研修等修了者配置等
認知症加算(Ⅱ)	890円/月	1,780円/月	2,670円/月	認知症介護実践リーダー研修等修了者配置等
認知症加算(Ⅲ)	760円/月	1,520円/月	2,280円/月	認知症生活自立度Ⅲ以上
認知症加算(Ⅳ)	460円/月	920円/月	1,380円/月	要介護2で認知症生活自立度Ⅱ
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月	200円/月	300円/月	見守り機器のテクノロジーを複数導入等
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	20円/月	30円/月	見守り機器のテクノロジーを1つ以上導入等
看護職員配置加算(Ⅰ)	900円/月	1,800円/月	2,700円/月	常勤かつ専従の看護師1名以上配置
看護職員配置加算(Ⅱ)	700円/月	1,400円/月	2,100円/月	常勤かつ専従の准看護師1名以上配置
看護職員配置加算(Ⅲ)	480円/月	960円/月	1,440円/月	看護職員を常勤換算方式で1名以上配置
看取り連携体制加算	64円/日	128円/日	192円/日	死亡日及び死亡日以前30日以下について等
訪問体制強化加算	1,000円/月	2,000円/月	3,000円/月	提供体制を強化した場合
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200円/月	2,400円/月	3,600円/月	利用者様・その家族様の状況に合わせた介護計画の見直し等日常的に地域住民などの相談に対応する体制を確保している等
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800円/月	1,600円/月	2,400円/月	利用者様・その家族様の状況に合わせた介護計画の見直し等

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750円/月	1,500円/月	2,250円/月	介護福祉士が70%以上配置等
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640円/月	1,280円/月	1,920円/月	介護福祉士50%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350円/月	700円/月	1,050円/月	常勤職員の占める割合が60%以上配置等
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の		14.9%	国の基準による研修計画等の策定実施
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の		14.6%	国の基準による研修計画等の策定実施
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位の		13.4%	国の基準による研修計画等の策定実施
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位の		10.6%	国の基準による研修計画等の策定実施

(2) 短期利用者の介護保険給付対象サービス

要介護度	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要支援 1	424円/日	848円/日	1,272円/日
要支援 2	531円/日	1,062円/日	1,593円/日
要介護 1	572円/日	1,144円/日	1,716円/日
要介護 2	640円/日	1,280円/日	1,920円/日
要介護 3	709円/日	1,418円/日	2,127円/日
要介護 4	777円/日	1,554円/日	2,331円/日
要介護 5	843円/日	1,686円/日	2,529円/日

その他の加算

加算名	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)	算定要件
サービス体制強化加算(Ⅰ)	25円/日	50円/日	75円/日	介護福祉士が50%以上配置等
サービス体制強化加算(Ⅱ)	21円/日	42円/日	63円/日	介護福祉士が40%以上配置等
サービス体制強化加算(Ⅲ)	12円/日	24円/日	36円/日	常勤職員の占める割合が60%以上配置等
介護職員処遇	所定単位の		10.2%	国の基準による研修計画

改善加算(Ⅰ)		等の策定実施
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 7.4%	国の基準による研修計画等の策定実施
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位の 4.1%	国の基準による研修計画等の策定実施
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の算定の 90%	国の基準による研修計画等の策定実施
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の算定の 80%	国の基準による研修計画等の策定実施
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の 1.5%	国の基準による研修計画等の策定実施
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 1.2%	国の基準による研修計画等の策定実施

### (3) 介護保険給付対象外のサービス

①食事代	朝食：350円 昼食(おやつ代込み)：510円 夕食：532円
②宿泊代	1泊 1,000円
③持ち込み電気代	1点につき 10円/日
④電話代	利用時使用分清算

## 7. (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画

- ①サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等を十分に把握し個別に(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画(以下「居宅介護計画」という)を作成します。
- ②居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加機会を提供することにより、利用者様の多様な活動の推進に努めます。
- ③利用者様の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、介護職員等の協議の上、援助目標を設定しその達成の為に具体的な内容等を記載した居宅介護計画を作成します。
- ④居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者様又はその家族様に説明し、利用者様の同意を得ます。
- ⑤居宅介護計画を作成した際には、居宅介護計画書を利用者に交付し、援助目標及び内容について利用者様や家族様に説明を行います。尚、交付した居宅介護計画書は5年間保存します。
- ⑥利用者様に対し、居宅介護計画書に基づいてサービスを提供すると共に、継続的なサービスの管理、評価を行います。
- ⑦居宅介護計画の作成後においても、常に居宅介護計画の実施状況及び利用者様の心身の変化等の把握を行い、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。

## 8. 緊急時における対応策

本事業所の従業者は、現に小規模多機能型居宅介護サービス・小規模多機能型居宅介護予防サービスの提供を行っているとき、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに家族様、主治医や事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

### <協力医療機関>

- ① 医療法人博雅会      田中医院   田中博也医師  
所在地      佐世保市本島町2番11号
- ② 医療法人朝村歯科  
所在地      佐世保市宮田町2番18号

## 9. 秘密保持並びに個人情報開示に関する同意

### ①利用者様及びその家族に関する秘密の保持について

事業所並びに従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者様及び家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

### ②個人情報の使用、提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規定に関わらず、利用者様及び家族の個人情報を、以下のために必要最小限の範囲内で使用、提供又は収集いたします。

イ 利用者に関する居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供。

ロ 介護支援専門員とサービス事業者との連携調整。

ハ 利用者様が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合。

### ③以上のことを条件とし当事業所が利用者様並びに家族様の個人情報を開示することに同意します。

## 10. 非常災害時の対応

火災・風水害・地震等の災害に対応する為の計画を策定し、年2回以上の訓練を実施します。天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者様の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難訓練等及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時の指揮を執ります。また、非常災害時には、別途定める消防計画に基づいて対応を行います。

## 11. サービスの中止

台風、積雪等の天災時、及び当日の健康状態の確認等で体調が悪い場合には、サービス内容

の変更、又はサービスを中止することがあります。

## 12. 身体拘束について

事業所及びサービス従事者は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等の拘束をすることがあります。この場合でも利用者様の家族様に報告し必要に応じて情報の開示に努めるものとします。

## 13. 事故発生時の対応

- ①サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族に連絡すると共に、必要な処置を行うものとします。
- ②事故の状況及び事故に際してとった措置について記録します。
- ③利用者様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。
- ④事故が発生したその原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

## 14. 虐待防止に関する事項

1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の処置を講ずるものとします。

### ① 委員会

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図るものとします

### ② 指針

虐待防止の為の指針を整備するものとします。

### ③ 研修

従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

### ④ 担当者

前各号に挙げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。

2 事業者はサービス提供中に、従業者又は擁護者（利用者の家族など高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、すみやかに、これを市町村に通知するものとします。

## 15. 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下【業務継続計画】という）を策定し、該当事業計画に従い必要な措置をこうじるものとする。
- ⑤ 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修や日訓練を定期

的に実施するものとする。

- ⑥ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 16. 衛生管理

- ① サービス提供の際に使用する施設、食器、その他の備品について、感染等防止の為に衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じるものとします。
- ② 職員へは、研修や勉強会を通じ感染予防対策や衛生管理に関する知識の習得を図ります。

## 17. 運営推進会議の設置

当事業所では小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価、要望、助言を受ける為、下記の運営推進会議を設置しています。

### <運営推進会議>

構成：利用者様代表、利用者様の家族様代表（任期1年）、地域住民の代表、  
佐世保市長寿社会課職員、消防署員等

開催：年6回開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

## 18. 苦情相談の受付

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

サービスの相談・苦情担当窓口

小規模多機能ケア音羽の浜

電話番号 0956-33-1234

担当者 管理者 及び 介護支援専門員

受付時間 月～土曜日 8:00～17:00

### (2) 行政機関その他の苦情受付

佐世保市役所 長寿社会課

住所：佐世保市八幡町1-10 電話番号：0956-24-1111

佐世保市社会福祉協議会

住所：佐世保市八幡町6-1 電話番号：0956-23-3174

長崎県国民健康保険団体連合会

住所：長崎市今博多町8-2 電話番号：095-826-7293